

## 仕 様 書

### 1 件 名

複写機用紙A4外3点の買入れ（単価契約）

### 2 予定数量

規 格	A 4	A 3	B 5	B 4
予定数量	6, 0 0 0 箱	5 5 0 箱	8 5 箱	2 0 0 箱

### 3 規 格

- (1) 大きさ A 4、A 3、B 5 及び B 4
- (2) 包装単位 箱
- (3) 両面コピー用
- (4) 再生紙であること。
- (5) 総合評価値が80以上であること。
- (6) バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること
- (7) 製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合はウェブサイト等で容易に確認できること。
- (8) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月）」（国基準）P7～9（別紙1参照）を満たすこと
- (9) 包装用紙については、リサイクル可能な素材を使用すること。
- (10) 紙質詳細

J I S P 8 1 1 0によるサンプリングを行い、各項目に記された報告を行うこと。

項 目	規 格	試験方法
坪 量 (g/m <sup>2</sup> )	66～72	J I S P 8 1 2 4
厚 さ (mm/1,000)	95以上	J I S P 8 1 1 8
密 度 (g/cm <sup>3</sup> )	0.69～0.78	同 上
こわさ(縦) (cm <sup>3</sup> /100)	80以上	J I S P 8 1 4 3
こわさ(横) (cm <sup>3</sup> /100)	30以上	同 上
平滑度(表) (秒)	20～43	J I S P 8 1 1 9
平滑度(裏) (秒)	20～38	同 上
水 分 (%)	4.5～6.0	J I S P 8 1 2 7
灰 分 (%)	3.0～7.0	J I S P 8 2 5 1
白色度 (I S O方式) (%)	65以上	J I S P 8 1 4 8
表面電気抵抗 (Ω)	10 <sup>9</sup> ～10 <sup>12</sup>	JIS K6911 に準ずる
pH試験	7.5～9.5	J I S P 8 1 3 3

### 4 契約期間

契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

### 5 発 注

#### (1) 発注方式

発注は会計管理課契約係より、インターネットによるメール送信、もしくはファクシミリに

より行う。

## (2) 発注時間

発注は、月曜から金曜日までの平日で、原則として毎月1回（毎月10日頃の予定）、午前9時から午後5時まで（ただし昼休み時間帯を除く）の間に行う。

## 6 荷姿及び発注単位

- (1) 500枚を1包とし、更に段ボール箱に入れる。箱の入数は、A3については3包入り、A4、B5及びB4については5包入りとする。
- (2) 段ボール箱には製品名、規格、数量及び製造元名または販売元名を表示すること。
- (3) 発注単位は、箱単位とする。（ただし、最小発注箱数は、各納入場所5箱以上とする）

## 7 納入方法

### (1) 納品先

納品先は、別紙2「納入場所等一覧」のうち、発注書で指示する場所とする。納品場所は、納品先の本学係員の指示する場所とする。なお、組織改正等による変更にも対応するものとする。

### (2) 納期

納期は、発注日の翌々週の同曜日迄とする。ただし、納品は土曜、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除くこととし、納期日がこれに該当する場合は、その後の最初の平日迄とする。

### (3) 納品時間

納品時間は、午前9時から午後5時まで（ただし昼休み時間帯を除く）とする。

### (4) 受領書

納品を完了したときは、受領書を徴し、整理保管しなければならない。

### (5) 納品

納品に係る諸費用（運搬、雑材料等の費用）は受注者の負担とする。

### (6) 照会

会計管理課契約係より照会を受けた際は、納品日、受領者等の事項について速やかに回答しなければならない。

## 8 代金の請求

代金の請求は、暦日1月分をとりまとめ、請求内訳書を添付のうえ行うこと。なお、1円未満の端数については、請求ごとに最終合計の段階で、切り捨てるものとする。

## 9 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 10 その他

- (1) 数量については予定数量であり、契約満了時に発注数量がこれに満たない場合であっても、契約期間の満了をもってこの契約は終了する。また、契約期間内において全ての発注数量が予

- 定数量に達したときは、契約期間の満了を待たずに、その時点で契約を打ち切るものとする。  
なお、いずれの場合であっても、受注者は異議を主張できないものとする。
- (2) 契約期間中は、同一製品を納入することとし、やむを得ない事情により変更する場合は、事前に会計管理課契約係担当者の承認を得ること。
  - (3) 契約後速やかに、納入する製品について、仕様書の紙質詳細に基づいて製造元または販売元の「試験成績書」を提出すること。なお、契約途中においても必要に応じ提出を求めることがある。
  - (4) 会計管理課契約係は、必要に応じ、受注者の立会いのもと、受注者の物品倉庫等の立ち入り調査をすることができる。
  - (5) 納品に当たり、商品の過不足、品質不良、誤配等、法人の担当者からの問い合わせや苦情に対しては、誠実かつ速やかに対応すること。
  - (6) 受注者はいかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
  - (7) 本仕様に関して不明な点が生じた場合は、本学担当者と協議し決定すること。
  - (8) 消費税の金額は、この契約の締結時に適用される法令上の税率に基づき算定されたものである。法令の改正に基づく税率の変更等により消費税の算定方法に変更が生じた場合は、当該変更後の算定方法に基づく消費税額を適用した金額へ契約変更を行った上で支払いを行うものとする。

担当

〒192-0397

東京都八王子市南大沢1-1

公立大学法人首都大学東京

総務部会計管理課契約係

TEL 042-677-1111 (内線 1054)

FAX 042-677-2017

担当 橋本